

令和3年度 第1回葛飾区男女平等推進審議会 議事録

日 時：令和3年7月2日（金）午後2時00分～午後4時00分

会 場：葛飾区男女平等推進センター 多目的ホール

出席者：大山委員、岡村委員、戒能委員、鳶委員、黒崎委員、齋藤桂三委員、齋藤真弓委員、坂井委員、
佐々木委員、島野委員、杉江委員、鈴木委員、谷本委員、千田委員、津村委員、谷茂岡委員、
柚木委員（五十音順）17名出席

事務局：坂井総務部長、藤井人権推進課長、加藤男女平等推進係長、男女平等推進係員2名
株式会社創建1名

傍聴者：1名

議 題：

- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画状況調査結果について
(令和3年3月31日現在) 資料1
- (2) 第5次葛飾区男女平等推進計画進捗状況調査報告について
(令和2年度分) 資料2
- (3) 令和2年度第5回審議会のご意見等のまとめについて 資料3
- (4) 葛飾区男女平等推進計画（第6次）（素案）の検討について 資料4

<事前送付資料>

- 資料1：政策・方針決定過程への女性の参画状況調査（集計表）他（令和3年3月31日現在）
- 資料2：男女平等推進計画（第5次）進捗状況調査票（令和2年度分）
- 資料3：葛飾区男女平等推進審議会（第5回）のご意見等
- 資料4：葛飾区男女平等推進計画（第6次）（素案）
- 資料5：令和2・3年度葛飾区男女平等推進審議会 開催日程（案）

<当日机上配布資料>

- ・葛飾区ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザー派遣事業
- ・ママとパパの愛情アップ講座
- ・スポーツ映画に見るジェンダーセクシュアリティ
- ・LGBTs相談

1 開 会

2 議 事

(1) 政策・方針決定過程への女性の参画状況調査結果について（令和3年3月31日現在）

事務局より、資料1について説明

会 長：ありがとうございました。何かご質問、ご意見ありますでしょうか。よろしいですか。それでは次の議題に移ります。資料2、第5次葛飾区男女平等推進計画進捗状況調査報告について、よろしく願いいたします。

(2) 第5次葛飾区男女平等推進計画進捗状況調査報告について（令和2年度分）

事務局より、資料2について説明

会 長：ありがとうございました。目標ごとにピックアップして、重点的にご説明いただきました。どこからでも結構ですので、ご意見等いかがでしょうか。暴力のところで、これは全国的にも言われていることですが、コロナ禍で相談件数が増え、葛飾区も増えたという話ですが、相談内容や、そこで被害を受けたDV行為の特徴のようなものは、まだこれから整理するところでしょうか。何か傾向は掴んでいらっしゃいますか。

事務局：今年度のDV相談の特徴はまだ精査していない状況です。相談の中身についての詳細はお話できませんが、コロナに伴ってDVが始まったと、ハッキリ言えるところまでは感じられませんでした。今までDV被害に遭われていた方や、継続して暴力を受けていた方が、ここに来て暴力の内容が酷くなったということで、ご相談につながっていったと考えております。

会 長：コロナが原因かどうかは簡単には分からないので、精査する必要があると思います。全国のDV相談プラスの結果を見ると、相談してくる層が変わったとか、初めて相談する、という方が結構いらっしゃいます。今まではDVという認識がなかったけれども、特にSNS相談で比較的若い層の方が、初めて相談してみた、という傾向があるので、少し時間がかかっても、身体的暴力が多いのか、違う暴力が増えたのか、そういうことも精査していただくと、今後の相談の参考になると思います。委員の方ご意見どうぞ。

委 員：資料2、16ページの72で、子どもに関するかなりの相談件数があります。2,500件強の相談があったということですが、児童本人から何件くらいあったのか、これに対しての相談で、どれくらい納得していただけたのかが知りたいです。右側の「成果・今後の課題」を見ると、保護者の精神的疾患や病気がかなり多いということですが、今、虐待に限らず子どもたちを含めた若い世代の自殺も増えています。相談にのることによって、どの程度抑えられているとか、落ち着いて「また頑張ってみる」、と返事されていたのか、その辺をお伺いしたいです。コロナで親の世代がイライラする社会になってしまったため、子どもに当たってしまい、当然相談件数は増えたと思いますが、その辺いかがでしょうか。

会 長：あとはこの件数が延べ件数なのか、そうではないのかということも関係してくると思います。何回かご相談を続けていられるのか、ということと、これは子ども家庭支援課がやっている事業なので。児相はないんですよね、葛飾区は。

事務局：はい、児相はまだ準備中です。

会 長：これからということですよ。ですから、例えば東京都の中央児相とか、そういうところとの連携が必要な場合が多分あると思いますし、そういう児童福祉との連携の問題や、学校との連携、色んな連携が必要なケースがあったのではないかと思います。それらについて、お分かりになる範囲で結構ですので、お話しいただければと思います。

事務局：はい。それでは72番の、相談に対する質問ですが、私どもの持っている情報が少ないので、本日回答できないものは確認して、次回の審議会等で情報提供させていただければと思います。まず児童本人からの件数と、新規・継続の2,500件の内訳はございませんので、確認させていただきます。相談窓口を利用することによって課題が解決できたのか、状況が抑えられたか、落ち着いたか、ということについても、確認させていただきます。東京都の児童相談所、関係機関との連携につきましては、子ども家庭支援センターに担当職員がおりますので、児童や保護者の方、そういった方の状況に応じて関係機関と連携の上、支援をしているところですので、必要であれば東京都の児相との連携もしていると思われれます。以上でございます。

会 長：いかがですか。

委 員：了解です。また調べてご連絡いただけるということですので。ありがとうございます。

会 長：新しい試みなので、余計にどういう実態であったかということは、皆さん、委員の方々もご関心がおありだと思います。それでは他にいかがでしょうか。

委 員：質問が2つあります。まずは9ページ目36番、キャリアアップ支援講座の「令和2年度の成果」のところですが、2行目に「医療事務」「調剤事務」「医療事務」等、とありますが、これはどちらかが「介護事務」ということでよろしいでしょうか。もう1点は16ページの75番、配偶者暴力相談支援センター事業の取組の「実施内容」の中で、「保護命令関与件数0件」となっていますが、これは保護するほどの重大な暴力事件がなかったため、関与しなかったという解釈でよろしいでしょうか。

会 長：ありがとうございます。いかがでしょうか。

事務局：「医療事務」が2つあるのは、確認漏れです。失礼いたしました。これが「介護」かどうか、というのは確認させていただきたいと思いますので、次回の審議会でご連絡させていただきます。75番の方は、警察などとも連携しながらということにもなりますが、令和元年度に引

き続き、保護命令の関与に関する件数は0件となっております。

会長：必ずしも、酷い暴力かどうかというのは分かりません。保護命令申し立てを、当事者の方がするかしないかということになりますから、これはこのデータだけでは分からなくて、行政が関与したものは0件であった、と受け取っていただければと思います。保護命令は最近件数が著しく減少しておりまして、使われにくい制度なんですね。少し保護命令についてご発言いただけますか。

委員：私は弁護士としてDV案件等に携わっております。私も2015年よりも前には、保護命令を申し立てたことがありましたが、やはり使いにくいんですね。裁判所の方も、昔はすぐに認めてくれていたところが、認めてくれにくくなったということもございます。この保護命令をやっても、ずっと保護してくれるという話ではないですし、他にもその方を守る手段が色々ございますので、それでこれを、敢えて使わなければならないものではないので、使っていない、それだけのことだと思います。

会長：ありがとうございます。DV防止法の柱として、売りとして制度は作られたんですが、ずっと利用件数も承認件数も低いままですよね。この点を含めて、具体的にはまだ始まっておりませんが、DV法の改正、もっとどうやったら被害を受けた人の安全、これは子どもも含めてですが、守れるのか、という制度設計を見直すことになっていけばいいのになあ、と思っております。ありがとうございます。他にありますか。

委員：1ページの1番と2番の、学校での人権教育の推進で、「すべての学校において人権教育の全体計画及び年間指導計画を作成し、指導を徹底した」と書いてありますが、どの学年からこれを行って、何回くらい、何時間くらい行っているのか、それに伴って子どもたちがどれくらいの理解を示したのか、というのが知りたいです。2番も同じで、実際に計画を作成して指導徹底した、と書かれているので、どれくらい子どもたちが理解したのか。こういうことは、成人になってからではなくて、中長期的にやった方が浸透することだと思うので、この辺りを教えていただきたいです。

会長：ありがとうございます。ではお願いいたします。

事務局：こちらはこれからご説明する、資料3の所管課への確認事項の中から回答させていただきます。前回の審議会で「学校における男女平等にかかわる適正な指導」を受けて、どのくらい習熟したか、理解をしたか等のアンケート調査をしているのか、というご質問を委員の方から受け、所管課に確認させていただく、と保留していた件でございます。所管は教育委員会の指導室になりますが、アンケート調査や、テストなどで数値化する調査等はしていない、という回答でございました。1と2につきましては、人権、男女平等などの意識についての理解や習熟度ということで、その意識が風化しないように、よりよく理解したり、行動できるようにするため、学校の教育活動全体を通して日常的な指導や授業、評価などの中において、継続して指導に取り組んでいるということでもございました。ただし、学校教育の中では、

東京都教育委員会から人権教育プログラムというものが出されており、そこに基本方針や人権課題ごとの指導内容などが示されています。これに基づき、児童・生徒の発達段階に応じて、学校の方で年間指導計画に位置付け、評価の基準につきましては、知識や技能、思考、判断や表現などが示されており、取り組んでいるということでした。そしてそのためには、教員が人権尊重の理念を十分に理解することが不可欠であることから、5番6番、こういったところで、教育委員会指導室、人権推進課などにおいて、人権、男女平等に関する教員の研修を実施しているところでございます。以上でございます。

会 長：ありがとうございます。いかがですか。

委 員：せっかくですから、アンケートを取った方が良いと思います。子どもたちが認知をしないと、先々変化が出づらくなるのではないかと思います。通り一遍の指導をして、習熟度が上がるかという、そうではないと思うので。ぜひアンケートを実施していただいて、次に活かしていただければと思います。

事務局：審議会でもいただいたご意見ということで、所管の方にはその旨伝えさせていただきます。ありがとうございます。

会 長：それに付け加えて、書類や調査票の文面が抽象的だと思います。子どもといっても、小中で発達段階が全く違いますし、社会の変化や、SNSの影響も大きいので。都の人権教育プログラムの中身は分かりませんが、ここには制服のジェンダーで、スカートが1つ例として出ていますが、人権や男女平等教育をするときに、具体的にどういうテーマで子どもたちにアプローチしていくのか。子どもたちは身近な問題じゃないとすぐに忘れてしまうと思うので、そういう努力が必要ですし、そういう風に投げかけていくと、子どもたちも敏感に返してくれるのではないかと思います。テレビのインタビューなんかを見ていると、大人より子どもの方がよっぽど考えてるな、という場合がありますので。そういうことが分かるような、進捗状況のご報告をいただくと、実質的な男女平等参画推進のための施策、という感じが区民にも伝わるのではないかな、と思います。それでは他にございませんか。

委 員：学校の代表として参加しております。今の人権の件で、全体計画、年間指導計画のお話がありましたが、こちらの方は全学校が年度末に教育委員会の方に提出いたしまして、最終的な全体計画等については、年度が明けた4月、5月ということになりますが、この全体計画、年間計画というのは、「人権」全部について、でございます。「男女平等」について、というのは、言葉が悪いかも知れませんが、埋もれてしまっていると思います。学校の方で「人権」ということで考えていくときには、やはり「いじめ」とか、そちらの方が大きくなります。それから政府の方から求められている「拉致問題」の件、そちらの方はめぐみさんの件のDVDが各学校に配布されていて、そちらを活用して、授業を何年生の何月頃にしたのか、というような調査等があります。ただ、「男女平等」についての指導をしたか、ということについての調査はないです。じゃあ教育委員会は何もしないのか、ということになるんですが、ちょうど2、3週間前に、文科省から「学校における男女共同参画の推進のための教員

研修プログラム」というものが、学校の方にメールで送られてきました。たまたま私はこの会議に参加させていただいておりましたので、こちらの方を目に留めて印刷等はしたんですが、多分、他の校長先生方は、お叱りを受けてしまうかも知れませんが、そのメールが来たかどうか覚えていない、程度かも知れません。同時にお茶の水女子大学の資料も、教育委員会からメールで届いています。内閣府の男女共同参画局の男女共同参画推進連絡会議というところで、お茶の水女子大学サイエンス&エデュケーションセンターさんの方がまとめているものです。こちらの方も、活用しなさい、と来ていますが、活用したかどうか、というアンケートはありません。ちなみに葛飾区で作成している別件の、環境問題についての小冊子、エコ活の方については「活用したか」とか、「これから活用する予定があるのか」というような調査がくるんですが、男女平等については今のところ私たちの方にはきておりません。ですから、後は自分たちで立てた全体計画、年間計画に従ってやりなさい、というだけで、あとはもう。各学校においては、という風になってしまうのが現状だと思います。

会長：フォローアップがされていないということですね。はい、どうぞ。

委員：今の人権教育について、私が知っている限りのことですが、一応研究授業という形で、小学校か中学校の方だったか、人権教育推進校を決めていて、その中で1年に1度、研究発表をしております。子どもからのアンケートを取るのが効果的で分かりやすいとは思いますが、その授業を色々な先生方がご覧になって、こういう点が良かった、こういう風にやった方がもっと理解が進むんじゃないか、ということを議論して、どういう指導方法が望ましいのか、というようなことは毎年、いわゆる授業力向上のための取組はしております。

会長：情報提供ありがとうございました。一番ベースのところですね。人権意識、男女平等意識、というのはなかなか。少しずつは変わってきて、特に去年は色々ありましたので、大きく変わった点もありますけれども、先程おっしゃったように中長期的な取組が本当に必要だと思いますので、学校での男女平等教育をどう進めていくか、それを提言していくのも、この審議会の大きな役割だと感じておりますので、ぜひ関係の部署に、審議会の委員の皆さんのご意見をお伝えしていただき、具体化出来るところがあれば、ご検討いただきたいと思います。ありがとうございます。それではもう少しご意見を伺いたいと思いますが。

委員：16ページの72番、子どもとその家庭に関するさまざまな相談【新規】というところが、私も気になりました。2年度は2,500件強ということで、すごく増えていることに衝撃を受けております。これは2つのことが考えられると思います。まずは新規で相談窓口を設けたことで、相談しやすくなった、周知ができた、ということだと思います。児童本人からも連絡があったということで、相談しやすいツールが上手くいったのではないかと。手法としての有効性があると思いますので、是非そこは検証して、DV等の周知方法などについても応用して、どんどん進化させていって欲しいです。もう1つは、コロナで何らかの影響があったのではないかと、ということです。分析を待つより早くやらなければ、これだけの相談があるということは、もっと下に、相談には至らないけれども、芽がたくさんあるということです。葛飾区に目立つ事例があるのか、都の事例と葛飾区の比較をすると良いと思います。「相

談の多くは、保護者の病気等により」と書いてあるのですが、これはコロナで仕事が減ってしまったとか、経済的なものとか貧困も入っているのかどうか。もしそうであれば、相談を受ける前に、こういう人たちからの相談が増えているので、もっと前にこういう手を打つべきでないか、という風に、予防の提案を必要な団体や政治、そういったところに向けていけるのでないかと思いました。個別対応はなさっていると思うのですが、全体へのフィードバックという点で、拾った相談をぜひ次につなげて行って欲しいと思います。以上です。

会 長：ありがとうございました。これだけ増えたというのは社会的な背景も勿論ですが、ツールが、ということでしたが。これはでも、電話相談で、LINE相談ではないんですね。でも何か周知の方法とか、そういうところで工夫があったのではないかと思います。2点目は相談内容などについて、フィードバックして、施策や事業に反映していくことを考えた方が良く、というご意見でしたが。事務局から何かございますか。

事務局：2年度につきましては、まず暴力等の増加が懸念されましたので、4月の早い段階で、DV相談、子ども、いじめ、高齢者、虐待、そういった相談窓口を持っている課が連携いたしまして、区のホームページ、広報かつしか等を活用して、これまでにないほど相談窓口の周知に努めてまいりました。そういったところで、皆さんがお電話など相談機関に繋がっていくことができたんじゃないかな、と考えております。相談内容の方から今後の対策を拾い上げて施策化するというお話につきましては、そういった内容の中から、必要な支援を区の方でも対応できるように、取り組んでいきたいと考えております。

会 長：ありがとうございました。よろしいですか。それでは、他にご意見ございませんか。

委 員：77番の女性に対する暴力相談で、件数がやはり1.26倍増加しておりますけれども、「相談の性質上直前のキャンセルや、逆に飛び込みの相談もある」と書いてありますが、毎週月・木の時間帯というのは決まっているのでしょうか。多分専門のカウンセラーさんがいらっしゃるの、時間帯が決まっていますとあとは予約制なののでしょうか。

事務局：月、木の10時から17時まで、専門のカウンセラーが原則予約ということで、電話、または対面での相談に応じております。当日相談したいということであれば、予約枠が空いていれば当日相談も受け付けております。

会 長：臨機応変に柔軟に対応して下さっているということですね。よろしいですか。それでは次の議題に進みたいと思います。議題3、資料3についてご説明をお願いいたします。

(3) 令和2年度第5回審議会のご意見等のまとめについて

事務局より、資料3について説明

(4) 葛飾区男女平等推進計画(第6次)(素案)の検討について

事務局より、資料4について説明

会長：ご説明ありがとうございました。資料3の前の委員の方々のご意見を反映して、新たな事業も含めた、資料4の第6次推進計画の素案について、どこからでも結構です。ページをおっしゃって、ご意見いただければと思います。最初の方は体系図、20、21の成果指標が変わったところですね。少し消極的ではないか、というご意見もあったと思います。5年ですから、もう少し考えてもいいんじゃないか、というようなことがありました。私の方から国の施策で1つ補足をさせていただきたいのは、6ページです。今、色んな国の施策が展開しておりますが、主なものということで、DVのところでは2021年3月に、内閣府の「女性に対する暴力専門調査会」というところから、「DV対策の今後のあり方」という報告書が出ております。現状と今後の課題、そこに改正すべき点も指摘されておりますが、今後どういう日程で改正されるのかは分かりません。ポイントは、先程も話題にありました、保護命令を申し立て出来る暴力の範囲が狭すぎるということで、これは従前から言われていたことですが、いわゆる「精神的暴力」、内閣府の言葉だと「心理的攻撃」という表現を使っておりますが、それと「性的暴力」。非常に潜在化しているんですが、実は多いという、この2つも含めるべきだ、という提言をしております。その他にも色々提言しておりますけれども、一番重要なのはその点かと思っております。そこだけちょっと補足させていただきます。それではどうぞ皆様からご意見お願いいたします。

委員：資料3の2ページの1番下に、「人権啓発紙は同じ内容のものを区のホームページなどにもアップ」と事務局の回答があり、第3章の36ページでも「ワーク・ライフ・バランス情報誌の発行」が新規で計画されている点についてです。前にも申し上げましたが、やっぱり紙という印象が強いのですが、今の若い世代の人は本当にスマホしか見ません。それくらいの気持ちで情報発信をしていかないと、新しい切り口が開けないのではないかと考えています。この点については是非、紙のものをホームページにアップするのではなくて、最初からスマホの動画や映像で周知するという視点で作って、後で紙にする、くらいのつもりで進めたいと思います。もう1つは、資料4の59ページの「施策の方向2」、上から6つ目の「学校での人権教育の推進」というところです。学校での人権教育というのは、子どもたちや教員に対してだと思っておりますが、実際に自分の子どもたちが中学校に行っていた時に思ったのは、学校の校則の一部が、人権を踏みにじっているのではないかと、多様性を尊重していないのではないかと、という点があることです。例えば、髪の色がちょっと茶色いと、元から茶色いという証明をしなければならぬとか、天然パーマの人も同じで、最初にかなり厳しいチェックが入って、親から直接証明をもらうという事例もあります。髪型についても、長さなど、そこまでする意味があるのか、というかなり細かい指定があったりします。今、気候変動で暑さと寒さの季節がずれてきている部分もありますが、たとえ暑くなっても冬服の上着を着て登校しなければいけないとか、逆に寒くてもセーターは廊下では着ていけないとか、自分たちで調整することもできないのです。ですので、多様性の尊重というところでは、子どもに教育しても「そんなことを言われても、学校が単一化を求めているんじゃないか」と、子どもから疑問を持たれても仕方がないと思う面があります。教育委員会なのか校長先生なのか分かりませんが、組織的なところに対しての問題提起だとか、教育というのが必要なのではないかと考えております。

会 長：ありがとうございました。多様な生き方を認め合う人権尊重の意識作りの中で、実は子どもや親よりも前に、学校体制や教育の在り方そのもの、運営は教育委員会になるんでしょうが、そのところに、こういう多様性を認め合う人権意識の、問題提起をしていく必要があるんじゃないか、というお話でしたが。どういう風に施策に盛り込めるかというのは検討が必要かと思いますが、事務局いかがでしょうか。

事務局：今は紙を作ってホームページやSNSなどで情報発信をしているところですが、全世代に向けて情報発信をさせていただきたいところを考えると、実態としては、紙を持って帰っていただいて、講座を申し込む、という状況等がまだまだ多いものですから、動画の配信やまずデータを作る、という部分については、今後の課題として事務局の方で事業に活かして行きたいと考えております。また、学校での人権教育推進の中で、多様性と云いつつも学校の中では統一性が求められてしまい、整合性が取れないのでは、というお話については、男女平等推進計画の中で、それに対応できるような個別の計画事業を組み立てるというのは、ちょっと難しいと考えております。教育委員会の方に、審議会でこういうご意見があったということは、お伝えしていきたいと思っております。

会 長：ありがとうございます。すぐに取り入れることは困難かも知れませんが、教育行政のあり方だと思っんですね。そこでの人権意識や人権問題に対する考え方について、審議会の中から意見が出たと、それは是非お伝えいただきたいと思っております。他にございますか。

委 員：26ページの、学校等における男女平等教育の推進に、「教員や保育士を対象とした男女平等教育を進めるための研修等を行います」と書いてありますが、何でもかんでも先生にやらせないといけないのかな、と思いました。先生方もかなり重労働で、業務過多になっている上に、この研修をして、なおかつ学生たちに指導しなさいというのは、どうなのかな、と思うので。これはぜひ、地域の方々や民間活力を活かしていただくのが良いのではないかな、と思いました。37ページの施策の方向3、企業の労働環境改善に向けた支援で、ワーク・ライフ・バランス支援アドバイザーと書いてあります。この支援アドバイザーは社会保険労務士の方がなるということで、就業規則を整備するのは良いのですが、努力義務の部分があるので、必ずしもどこの企業も就業規則を整備しないといけない、という風にはなっていないわけですね。そこからすると、このワーク・ライフ・バランスの支援というのは、どういうことなんだろうと思うのですが、その辺りいかがでしょうか。

会 長：ありがとうございます。地域に関わるというのは、地域の人たちへ教育していく、ということなのか、教育を担う主体として地域の方々を考えるのか、どちらの意味でしょう。

委 員：どちらかというと後者です。多分地域には、こういった男女平等に対して深く享受出来るくらいの方がいらっしやると思うので。そういう方々を活用していくというのが、有効ではないかと思っております。

会長：女性問題や男女平等について日頃活動している、NPO等の力をお借りする、ということも考えて良いのでは、ということですね。それは子どもの教育についてもいえることですよね。それからもう1つはワーク・ライフ・バランスですね。企業の支援ということで、委員、ご発言お願いできますか。

委員：従業員10人以上の企業様は、就業規則を作ることが義務になっております。それ以下の事業体の方は、雇用契約書、労働契約書など、労働者一人一人にそういうものを作って、交付しなければならないです。これは最低限の法律を守ることで、就業規則というのは学校でいうと校則で、会社全体で守っていただきたいもの、ということでルール作りをしております。労働環境の整備というのは、それにプラスアルファですので、法律プラス企業独自のものになります。子育てや介護が必要な世代の従業員が多い場合には、中学校まで育児時間が取れるようなルールを作ったりとか、法律を整備して、プラスその環境に合わせて、労働環境の中でその特性を活かしたものを作っていくという、基本的に法律上の知識がないと出来ないものなので、他の資格をお持ちの専門家というのは、なかなか厳しいのかなと思います。特別区で、そういう専門家を派遣しているところは結構少ないです。中央区、目黒区、北区、台東区ということで、専門家の提示をしているのが中央区と北区。中央区は社会保険労務士と中小企業診断士、台東区に関しては外部の専門家ということで、専門家の指定というのはこちらでは見つけられませんでした。以上です。

委員：ありがとうございました。就業規則は社会保険労務士が作らなければいけない独占業務だとは存じ上げておりますが、法律は弁護士の方でも出来ることだと思うんですね。なので、環境をどう変えていくか、ということが一番大事であって、形を作るところではないのかな、と思うんです。啓蒙活動というのは、この前のほうには、そういった支援のための講演をしますと書いてありますが、例えば、就業規則はないけれども、雇用契約書があります、というとき。雇用契約書に最低限書かないといけないことは決まっていますが、逆に言えば、それ以上書く必要はないわけです。それはあくまでも理想論であって、雇用する側からしたら、必要最低限のことだけ書けばいいんでしょう、という会社もあります。それを踏まえた時に、形を決めてからというよりは、いかにこういうことが必要だ、ということ、啓蒙していく方が先なのではないのかな、と思うんです。人数が多い少ないとか就業規則があるとかないとかにかかわらず、やはり啓蒙活動をして、葛飾区でワーク・ライフ・バランスにまい進していく、というのが必要ではないかと思います。

会長：このワーク・ライフ・バランスは、何年取り組んでいるのか、という感じで。葛飾区のみならずほとんどが、規模が比較的小さい企業が圧倒的ですよね。そこで雇われて働く方々も非正規の方が多く、その中で労働環境がどう整備されていくかというのは、今後ますます重要になっていくかと思しますので、また機会を作って意見交換をしていければと思います。どうもありがとうございました。

委員：企業の規模や人数に関わらず、企業の継続性という点からも、ワーク・ライフ・バランスや就業規則等については、様々な研修会や勉強会、相談窓口を作っておりますので、商工会議

所の方もぜひ活用していただけると良いと思います。

もう1つすみません。23ページの男女平等に関する意識と実態調査で、大きく言えば男性が思っているほど女性が思っていない、ということが出ています。良くなった、という比較の土台が、例えば1970年代や80年代ではなくて、もっと客観的に評価すべきだと思います。国際的な社会の視点ということで、先般の世界経済フォーラムでも、男女不平等率というのがとても低い数字でしたし、156か国の内の120位という低い位置でした。比較すべきは21世紀の国際社会という観点から、啓蒙物に取り入れていただきたいと思います。やはり意識を高めるには、現時点での国際的な、客観的な位置づけをまず認めたいうえで、取り組むことが必要だと思います。

会長：ありがとうございました。どうしても葛飾区のデータを基本に、それと全国や東京都と比較する、ということで今までやってきたんですが、今やそうではなくて。国際的なデータ、SDGsなどもありますし、この平等意識だけではなくて、後の方にも出てきますけれども、男女共同参画、政治家や企業の管理職の割合もなかなか増えないところを、グローバルな比較の視点が必要なんじゃないか、というご意見でした。こういうことも今回取り入れられるなら、取り入れていただければと思います。

委員：32, 33のワーク・ライフ・バランスについてですが、図9を見ると一番上に「賃金が上昇する」と、お金のことがあります。ある大学で行った幸福度調査では、幸福度の順が「子どものいない専業主婦」、「子どものいない働く妻」、「子どものいる専業主婦」、「子どものいる働く妻」だったそうです。子どもがいて働いている人の幸福度が低いのは、家計のやりくりや経済的な負担、夫婦関係、家事、育児等で、色々大変だ、という思いの結果だと思うんです。経済的負担や、子育ての負担を感じている女性が多いということなので、ぜひこの5か年計画で「子どもがいない専業主婦」がトップではなくて、この葛飾においては、子どもがいて働いている女性が、もっと「幸せだ」と感じられるような葛飾にしていきたいと思っております。出来たら5か年計画で、そのような幸福度チェックの調査を、2年後か3年後に一度やっていただければと思っております。

会長：ありがとうございました。幸福度ではありませんが、何を自分の生活の中で優先すべきか、という調査は、その下の図にありますね。経済的な問題というのは、格差が広がっていきたくらうと思われまして、DVの背景にも非常に大きな影響を与えていると思います。皆さん活発なご議論ありがとうございました。時間が来てしまいましたので、今後、この素案がどうなっていくのかというスケジュールのご説明を、事務局からお願いいたします。

3 次回開催日程等

事務局：それでは資料5、審議会の今後の開催日程（案）をご覧ください。次回2回目の審議会は9月開催を予定しております。これまでの審議会のご意見を踏まえて、第6次計画の原案について皆様からご意見をいただきと考えております。本日いただきましたご意見を、事務局で改めて検討し、原案として皆様にお見せし、審議していただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。3回目は11月頃を予定しておりますが、区長への答申を行ってまい

ります。引き続き審議会へのご出席のほど、どうぞよろしく願いいたします。

会 長：9月の日程はできるだけ早くお知らせいただければと思います。今までのところでご質問やご意見など、ございますか。

委 員：その他の意見です。町会では、我々が呼びかけても、なかなか女性の方が参加してくれませんが。平等というのであれば、もっと女性の教育をして、参加して、我々と一緒に働けるようにしていただけると、地域も変わってくると思うんです。どうしても地域の方は、どこへいっても男性社会で、女性は参加しても特に重要な役はやらないので、これが一番困っています。やはり女性の立場でそういうものを見てもらうのも必要なもので、そういうところも、もっと皆さんに取り組んでもらい、地域の発展につなげていってほしいです。何か機会があれば、そういうPRというか、教育をしてもらえるとありがたいと思います。

会 長：地域での女性の参画の問題提起をいただきました。これは学校、職場だけではなくて、地域社会という大事な私たちの生活の場で、どういう風に物事が決められていくのか、ということに、もっと関心をもって女性たちが参画していくようにしていきましょう、という大事な問題提起だったと思います。ありがとうございました。

4 閉 会

会 長：それでは本日の審議会の議題は全て終了いたしました。これにて閉会とさせていただきます。長時間にわたり積極的な意見交換をしていただきまして、本当にありがとうございました。